

お知らせ なんたん



第58号(4の4)平成20年6月13日発行

国民健康保険税率が変わります

平成20年度国民健康保険税率が、医療費の増加や後期高齢者(長寿)医療制度の導入などの法改正により次のように変わります。なお、国民健康保険の加入世帯には、6月中旬以降に新税率により納税通知書を送付しますので、国民健康保険税の納付をよろしくお願ひします。

負担区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療保険分	課税対象所得の 7.45% (19年度8.45%)	1世帯につき 22,000円 (19年度23,000円)	加入者1人当たり 22,500円 (19年度23,500円)	47万円 (19年度 56万円)
後期高齢者 (長寿)医療 制度支援金分	課税対象所得の 2.50% (新規制度)	1世帯につき 5,000円 (新規制度)	加入者1人当たり 8,000円 (新規制度)	12万円 (新規制度)
介護保険分 (40~65歳 未満)	課税対象所得の 2.00% (19年度1.80%)	1世帯につき 5,000円 (19年度5,000円)	加入者1人当たり 9,000円 (19年度9,000円)	9万円 (19年度 9万円)

※低所得者軽減制度として昨年度まで申請により実施していた2割軽減制度の対象世帯は、7割・5割軽減と同様に本年度から申請書の提出が不要となりました。

10月から国民健康保険税が年金から天引き(特別徴収)されます

国民健康保険法等の改正(平成20年4月1日施行)に伴い、下記に該当される世帯主の方は、国民健康保険税が10月から年金から天引き(特別徴収)されることになります。

- ①世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で、世帯主が国民健康保険の被保険者である世帯主
 - ②天引き(特別徴収)の対象となる方は、年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料とあわせて、年金額の2分の1を超えない世帯主
- ※65歳未満の国保の被保険者がいる場合 → 該当しません
 ※75歳以上の方が世帯主となっている場合 → 該当しません

所得の申告はお済みですか?

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定や福祉医療(老人医療・重度心身障害児(者)医療・母子家庭医療・重度心身障害老人健康管理事業)の受給資格判定などは、世帯の所得に基づき、算定、審査をしますので、所得がない場合も、所得申告をしていただくことが必要です。所得の申告がまだお済みでない方は、税務課、各支所地域総務課総務係(転入の方は1月1日現在の居住地)に印鑑などを持参していただき、お早めに申告をお済ませください。所得の申告は毎年必要です。

- 所得申告がまだお済みでない方で、所得申告が必要な方は下記のとおりです。
- ①前年中に何らかの収入があった方
 - ②前年中に全く収入がなかった方
 - ③非課税年金(遺族年金・障害年金など)だけを受給されている方
- ※勤務先から給与支払報告書が市へ送付されている方や、非課税年金以外の年金(国民年金など)を受給されている方は、申告の必要はありません。

所得の申告をされていないと、世帯の所得状況が正しく把握できないため、低所得者世帯に対する国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減制度や、福祉医療費受給者証の交付を受けることができませんのでご注意ください。福祉医療費受給者証・国保限度額証・後期高齢者医療限度額証などの一斉更新は毎年8月に行います。

◇問合せ先 国保医療課 TEL 68-0011

「なんたん元気づくり体操普及リーダー養成講座」開催

京都府南丹保健所では、自分でできる体操(なんたん元気づくり体操)を普及していただける「体操普及リーダー」を養成する講座を下記のとおり開催します。

- 日 時 7月1日(火)午後1時30分~4時
- 場 所 南丹市こむぎ山健康学園(園部町小松町)
- 対 象 健康に関心があり「なんたん元気づくり体操」を広げていただける方
- 内 容 (1)講話「健やかで心豊かな高齢期を生きる」
(2)実技指導「なんたん元気づくり体操」
(3)グループワーク「私の目標」
(4)修了式(登録証をお渡しします)
- 講 師 大阪医療福祉専門学校顧問 大島行博氏、作業療法士学科副学科 山口 典孝氏
- 締め切り 6月24日(火) ●定員 30人(先着順) ●参加料 無料
- 持ち物 登録証用写真(縦2.5cm×横2cm)、運動できる服装、お茶、タオル

◇申込・問合せ先 京都府南丹保健所保健室健康支援担当 TEL (0771) 62-4753

7月から後期高齢者医療保険料の普通徴収が始まります

平成20年4月から施行された後期高齢者(長寿)医療制度の保険料は、特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(納付書または口座振替での納付)の方法で納めていただきます。特別徴収の方は、すでに4月に支給された年金より保険料を納めていただいておりますが、特別徴収にならなかった方には、7月中旬に納付書をお届けします。普通徴収となる方は、7月から翌年3月までの9期に分けて納付していただきますので期限までにお納めください。

また、資格喪失などで過誤保険料が生じた場合は還付させていただきますが、手続きに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本年度の保険料は平成20年度(平成19年中)所得により保険料が確定しますので、4月から特別徴収(仮徴収)となった方には、あらかじめ保険料の決定通知書を送付します。

※後期高齢者医療制度加入直前まで健康保険や共済組合などの被扶養者であった方は、本年度については4月から9月までは保険料の負担が凍結され、10月以降も減額された保険料を納めていただく経過措置が適用されます。

※普通徴収…○ 特別徴収…◎

納付方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月~9月(普通徴収) 10月~(特別徴収)	-	-	-	○	○	○	◎	-	◎	-	◎	-
被扶養者の経過措置適用の方で10月以降に普通徴収	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
特別徴収	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
被扶養者の経過措置適用の方で10月以降に特別徴収	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	◎	-

※普通徴収による保険料納付の方は、口座振替による納付が便利です。振替を希望する口座をお持ちの金融機関でお申し込みください。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL 68-0011
 各支所健康福祉課 TEL 八木 68-0022
 日吉 68-0032 美山 68-0041

粗大・家電ごみの戸別収集のご案内

粗大ごみ・家電ごみについては、許可業者による戸別収集を行っています。品目に応じた手数料を「粗大・家電シール」でお支払いいただくほか、収集運搬費が別途必要になります。申し込みや収集運搬費の金額は下記業者にお問い合わせください。

ご家庭から 出る粗大・ 家電ごみ	南丹清掃株式会社	TEL 0771-72-5555
	日進浄化槽センター株式会社	TEL 0771-22-5809
	株式会社石丸浄水センター	TEL 0773-58-4141
事業所から 出る粗大・ 家電ごみ	有限会社サカエ産業	TEL 0771-42-2174
	安田産業株式会社	TEL 075-604-5353
	八光興業株式会社	TEL 0729-96-0770

◇問合せ先 船井郡衛生管理組合 TEL (0771) 42-3425
 環境課 TEL 68-0015